

# ルノー (Renaud) より近代株式会社法学 (1)

股 部 第 111

## 〔1〕 ルノー以前の株式会社法学

ルノー (Achilles Renaud, 1819—1884) は、既に考察した如く<sup>(一)</sup>、非常に博識な学者であり、その専門分野はドイツ私法・商法・民事訴訟法・法史及びハーバス法に及んでくるが、殊にその『手形法論』<sup>(二)</sup>及び会社法に関する諸著作によれば商法学者として不動の地位を獲得した。特に後者については、彼は複雑多様な会社法的諸現象をよく統一的原理に服せしむ、より近代会社法学に確固たる基礎をおこだ。

本稿において採りあげてゐるのは、その『株式会社法論』であるが、これ以前におこるドイツ株式会社法学の状態を概観すれば、全体として株式会社制度を論じた最初——むづかしく僅かに十九世紀前半に遡つてゐる——のが——難能と云ふ Gans, in den Beiträgen zur Revision der Preussischen Gesetzgebung Bd. 1, Abt. 2 (1830) S. 177-194; Arminius Augustus Sintenis, De societate quaestuaria quae dicitur „Actiengesellschaft“, 1837 (「株式会社」の當時の御用語で之); Friedericus Franciscus Füssel, Societas innominatae (Aktiengesellschaften) in quantum sequuntur romani juris de societatibus principia, 1842 (羅印に鑑する——即ちの體原論に株式会社なるの程度服せむ); Meno Pöhls, Das Recht der Actiengesellschaften mit besonderer Rücksicht auf Eisenbahngesellschaften, 1842; Brackenhöft, in Weiske's Rechtslexicon Bd. V (1844), sub.

v. „Handel“ S. 83-95; *Jolly*, Das Recht der Actiengesellschaften, in der Zeitschrift für deutsches Recht Bd. 11 (1847) S. 317-449 たゞがゐる。

第一のガノスの論文は、差し当り株式会社制度の立法的規律を提案したのであるが、その際、立法の内容を株式会社の性質乃至本質から導き出されたのでありた。<sup>(5)</sup> 第11及び第31のシンドニス並びにフュッセルの論文は、余り優れた内容を有するものとは認められない。

これに於して、第四・第五及び第六の論文は株式会社法等に於いて比較的重要な貢献をなした。しかし第五のグラッケンホフのものは、何分簡単すぎるのだ、多くを期待しえない」とはいうまでもなく、まだ第四のボーレルスのものか、一九四頁に及ぶ包括的な著作であるけれども、株式会社の法律的性質に対する立ち入りた考察が欠けており、また株式引受や合併などからの生ずる實際に重要な問題に関する包括的な説明が行はれていないので、學問的にも実際的にも、なお不充分なものを感じてゐる。最後のヨリのものは、近代的方法で株式会社法理論を基礎づけ、多くの困難な問題を古典的形態において解決せんとするが、なお株式会社法等の体系的確立に貢献の距離を示してゐる。

十九世紀の後半に入ると、やがてに数多くの文献が表われてゐる。何處へ株式会社制度全体を取り扱つたのがあるか、次の如くである。

*Schäffle*, Die Actiengesellschaften volkswirtschaftlich und politisch betrachtet, in der Deutschen Vierte-Jahrschrift, Jahrg. 1856, Heft IV S. 1-86; *ders.*, Das heutige Actienwesen im Zusammenhange mit der neueren Entwicklung der Volkswirtschaft, ebenda S. 259-325; *Beschorner*, Das deutsche Eisenbahnrecht mit besonderer Berücksichtigung des Actien- und Expropriationsrechts, 1858; *Vogt*, Zur Theorie der Handelsgesellschaften, insbesondere der Actiengesellschaft, in der Zeitschrift f. das gesammte HR, Bd. 1 (1858) S.

477-539; *Wilhelm Auerbach*, Das Gesellschaftswesen in juristischer und volkswirtschaftlicher Hinsicht, unter besonderer Berücksichtigung des Allgem. deutschen Handelsgesetzbuchs, 1861.

第一及び第二のシナリオのものは、標題が記載される如く、株式会社法を直接対象としたのではないが、既に株式会社制度を経済的に考察せんとする試みが表われてゐたものとして、注目せらるるのである。<sup>(1)</sup> 第三の「シラルナー」のものは、その一九一九一頁において株式会社法を概説しているが、余り重要な意義を有するものとは認められない。これに対して第四のフォグトのものは、ハーレムシナリオの『全商法雑誌』の第一巻を飾るにされねしに、多くの示唆を与える優れた論文であるが、ただその考察の重点は株式会社の経済的及び法律的性格の開明におかれている。<sup>(2)</sup> 最後のアウエルベックのものは、その一八四一四〇七頁において株式会社を経済的及び法律的側面から比較的詳細に考察しているが、その法律的説明は先のボーリスやヨリの敍述に較べて殆んど何ら優れたものを示さず、また株式会社の解散などの重要問題の説明は混乱や不明確さを露呈しており、更に標題にも拘らず普通ドイツ商法典、即ち所謂「ドイツ商法典」の規定の立ち入りた考察は行われてゐない。

ルヘーの『株式会社法論』の第一版の出た一八六三年以後第一版の出るまでの事情を見れば、同じく株式会社制度全体を取り扱つた文獻として、次の如きのがある。

*N. Weinhagen*, Das Recht der Actiengesellschaften nach dem Allg. deutschen Handelsgesetzbuche und dem Preussischen Gesetze v. 15. Febr. 1864, nebst einem Anhang, 1866; *W. Endemann*, Das Recht der Actiengesellschaften, der Commanditgesellschaften auf Aktien und der Genossenschaften, 1873; *A. Strey*, Das deutsche Handelsgesellschafts-Recht, Abt. I, 1873; *W. Auerbach*, Das Actienwesen, 1873.

第一のハーレムシナリオのものは、プロイセン法、特にその民事株式会社に関する法の説明を出たる書類としているが、一七八〇年のドライカ会社改正法によつて民事株式会社と商業株式会社の区別が廢止された結果、本書の実際的価

値は失われるに至つた。第一のハンデマンのものは、彼の *Das deutsche Handelsrecht*, 1865 において説かれたところを一八七〇年の会社改正法を考慮して補充・訂正したのである。第三のショーティーのものは、序説及び総則を含む第一部しか出版されていないので、彼の株式会社法論の全貌を知りえないので残念である。この第一部では單に株式会社法の一編の基本的説明が、しかも他の種類の会社法の説明と相並んで、なれていたにちがいない。第四のアーヴルベックのものは、先にあげた一八六一年の著作を、一八七〇年の会社改正法並びに株式会社制度改正意見を顧慮して、書き改めたものである。

株式会社法は、うおでなく商法の一編であるから、商法全体を論じた書物の中にも多くの場合株式会社法論が含められている。例へば H. ハルマの如きがある。Das deutsche Handelsrecht, 1865 がやいどあらか、その外、Thöl, Das Handelsrecht, Bd. 1, 1. Aufl. 1841, 4. Aufl. 1862; O. Wächter, Das Handelsrecht, 2 Theile 1865-66 などがあるが、商法論の一編としての制約はやはり免れぬことがやむを得ない。それに特ニトヨールの株式会社法論はローマ的組合説に基づいて、そこ多く問題を残している。

また一八六一年に普通ドイツ商法典が制定されたのを契機として、数多くの優れた註釈書が著われたが、その中にも当然株式会社法の敍述が加えられる。例へば、F. v. Hahn, Commentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 2 Bde. 1862-67; Makower u. Meyer, Das A. D. HGB. nebst dem Preussischen Einführungsgesetze, 1862; C. F. Koch, A. D. HGB., 1863; Anschütz u. Völdendorff, Commentar zum A. D. HGB., 3 Bde. 1867-1873; E. S. Puchelt, Commentar zum A. D. HGB., 1872-1874 などである。しかし、これらは大體株式会社法論は註釈書からして割離しておらず、一般説は基礎的説明において物足りないものを感じさせる。

以上のように、株式会社法上の個々の問題を取り扱った論文が多数存在するのはいいが、それらは株式会社

法を体系的に體やるゝことを直接の目的としていたのや、しばらく描けば、右に述べたようなドイツ株式会社法学の現状から見ると、ルノーの『株式会社法論』はまさに劃期的意義を有するものと體めねばならない。それはドイツの近代株式会社法学を樹立したのである。遺憾ではないであらむ。なんどんの点を以下に実証してみたい。

- (1) 指稿・十九世紀中葉におけるドイツ商法学界の趨勢・同志社法學三五號(昭三一) 一一一五頁参照。
- (2) Wechselrecht, 1854, 2. Aufl. 1857, 3. Aufl. 1868.
- (3) Das Recht der Aktiengesellschaften, 1863, 2. Aufl. 1875; Das Recht der Kommanditgesellschaften, 1881 u. s. w.
- (4) ガンス (Eduard Gans) は一七九八年三月一日ベルリンにユダヤ人の子供として生れた。一八一六年ベルリン大学に入學、一八一九年ハイデルベルグ大学を卒業したが、後者においてベーゲル及びティボーの影響を決定的に受けた。一八二五年ベルリン大学員外教授、一八二八年同正教授。一八三九年五月五日他界。彼は優れた民法学者であり、ベーゲルの弟子としてベーゲル的立場から歴史法学派に對して反論を加えた。なお本文に掲げた *Beiträge zur Revision u. s. w.* は、元々雑誌として多くの人々の執筆を予定するやうであったが、結局彼一人が専ら筆を執り、彼自身の書物に異ならぬものとなりてしおつた。
- (5) なおプロイセンでは、一八三八年一一月三日の鉄道企業に関する法律に次いで、一八四三年一一月九日株式会社法が制定され、株式会社につき始めて比較的包括的な規律がなされたようになつたことが記憶されねばならない。
- (6) リリ (Julius August Isaak Jolly) は後には政治家として有名になつたが、一八二三年二月二一日マンハイムに生れ、ハイデルベルク大学に学び、一八四五年やうに法学博士号をとる。一八四七年同大学に教職の地位を得、一八五七年員外教授となつたが、一八六一年教職を離れて官界に移つた。一八九一年一〇月一日他界。著作としては本文に掲げたもの以外、*Die Lehre vom Nachdruck nach den Beschlüssen des deutschen Bundes dargestellt*, 1852 が緻密な理論的考察において有名である。なお Hermann Baumgartner und Ludwig Jolly, Staatsminister Jolly, ein Lebensbild, 1897 参照。
- (7) なおシュラッセ、Bluntschli's deutsches Staatswörterbuch Bd. IV (1859) によれば、anonyme Gesellschaft たる項目の下に株式会社の法的説明を行つてゐるが、それは簡単なもの (S. 251-267) じゃあない。
- (8) なおこの論文は、カンペーン・マルクの株式会社草案(いわゆるオグーの起草にかかる)の理由だけのための報告書の一部であるが、そのため株式会社制度を立法的に認めるべきかの問題が先づ答へられねばならなかつたものとせふる (ZHR).

## Bd. I S. 477 Vorbemerkung)。

(9) ヴィルヘルム・エンデマン (Wilhelm Endemann) は一八一五年四月二四日マールブルグに生れ、マールブルグ及びハイデルベルグ大学を卒業し (一八四二) 一回生)。卒業後同法官試補となり、一八五三年地区裁判所判事補、一八五六六年フランクフルトの上級裁判所判事補、一八六一年イヒナ大学の名誉法学博士・正教授兼上級地方裁判所判事、一八六七—七〇年民事訴訟法審議会委員兼北ドイツ (後に北ドイツ) 帝国議会議員、一八七五年ボン大学正教授、一八九六年退職してカッセルに隠退し、一八九九年六月一三日他界した。Handbuch des deutschen Handels, See- und Wechselrechts, 4 Bde. 1881-1885 の編者として特に有名である。

(10) 普通ドイツ商法典は、一八〇七年のフランス商法典・一八四三年のプロイセン株式会社法及び一八五六年のフランス会社法を範とし、一一〇十一—一四九条において株式会社について規定を設けている。

(11) なお、一八五八年ビュールムシヨーフトによる『全商法雑誌』が創刊され、会社法を含む商法学の発展に重要な貢献をなしたことは事新しく説明する必要を見ないが、一八五四四年特に株式を対象とした雑誌 „Actionär, Centralorgan deutscher Aktiengesellschaften für Eisenbahnen, Dampfschiffahrt, Banken, Versicherungen und industrielle Unternehmungen“ が創刊されたことが注目せらる。これは勿論取引所での株式取引のための雑誌であるが、株式会社の活動や実務、設立や株式関係について多くの重要な事項を報告している。

## 〔2〕 株式会社の概念

「株式会社は一定数の部分 (株式) を分いたれた特定の資本を有する社団 (Verein) であり、その通常譲渡可能な社員資格 (Mitgliedschaft) は、先づ、資本部分の引受 (約束又は支払) によって、またその引受の分量において取得せられる。然しこれの社団は専らそれ自身として、即ち皿の名において、会社の目的の達成のために活動し、またその行為によりてただ会社財産だけを義務づける」。

この定義はやや冗長であるが、株式会社の近代的概念を適確に表現し、特にその要素、即ち資本・株式・社団性及び株主の有限責任を明確に把握している。無額面株式採用前におけるわが国の株式会社の通説的定義と極めてよく

似ていて、極めて興味深いものがある。株式及び社団性については後に譲ることにして、先づ資本については、株式会社は一定の資本 (Capital, Grund-oder Stammcapital) をもつて設立せられ、その点において他の会社又は組合と区別せられる (S. 75-6)。然うして株主が自己の又はその譲渡人の出資の払戻を請求する」とによつて資本を減少することが許されないとともに、また何らかの理由によつて減少した資本は利益によつて元の額まで填補されねばならない。換言すれば、株式会社は一定の資本をもつて成立するのみならず、この資本をその活動の基礎として、できる限り保持しなければならないのである (S. 78-9)。これが所謂資本充実又は維持の原則に言及したものであることは明白である。

次に株主の有限責任については、株式会社に参加せんとする者は株主権の取得の対価の損失を超える危険を引受けることを欲せず、会社債務につき自己の財産をもつて責に任ずることを好まない。また一般に会社債権者に対して直接に関係することを嫌う。このことは、会社が自己の名で活動し、しかもその行為によつて会社財産だけを義務づけるということによつてのみ可能である (S. 124-5)。

ところで、ルノー以前において株式会社がどのように定義づけられてきたかを考察すると、ポヨールスは、「株式会社は匿名組合の一種で、その本質は、多数の者が、株式によつて集められた一定の資本をもつて、ある事業をなし又有る一定の営業を行うために結合するところに存する」<sup>(2)</sup>となした。この定義において株主の有限責任が明確に示されていない」とは、特に述べるまでもない。

これに対してもヨリの定義を見ると、株式会社は「特別の権利主体と形式的に認められ、特別の名称の下に活動する複数人の結合であり、この複数人の各人は、目的とせられた共同の事業の遂行のために、予め定められた給付を金銭又は価値物でなす義務を負い、他方利益に対して比例的に与る権利を有する（その際各人は仲間の者又は第三者に対して出資額以上の責任を負わない）」<sup>(3)</sup>とする。この定義においては、附け足し的ではあるが、株主の有限責任が明確

にわざ、ルの点で右のヨーハーの定義より完全となつており、また独立の権利主体性が強く出でる。しかし他方株式や資本、また株主の間接責任が明確化されていない欠点を有する。

ルの定義に較べて、ルヘーの定義がより完全なものであることは明白であり、株主の間接有限責任がやや曖昧ではあるが、その定義は株式会社の近代的概念をほぼ完全に把握し、また表現しているものといわねばならない。

- (一) Renaud, Das Recht der Actiengesellschaften, 2. Aufl. 1875, S. 74-5. 以下本文においてただ単に S. . . . ルヘー示す。  
ルヘー本讃の頁数を示すものである。
- (二) Pöhls, Das Recht der Actiengesellschaften S. 15.
- (三) Jolly, Z. f. deutsches Recht, Bd. 11 S. 321.

### 〔3〕 株式会社の法學的性質

株式会社の性質については、当時最も論議されたといひ得た<sup>(一)</sup>。ルの点に關する学説は、大体にヨーローマ的組合説・眞的財産説及び法人説の三つに分けることがである。

第一のヨーローマ的組合説については、ヨーハーの学説がそれを代表する。ヨーハーによれば、株式会社はヨーローマ的組合 (societas) であつ、ただそれが若干の点において修飾されてゐるにすぎないものであつて、決して法人ではない。株式会社においては、主人たる株主総会の下に直接に一人又は数人の代理人 (Institutoren) があり、まだいの代理人の下に再び一人又は数人の代理人がおり、更にその下に……と続けるのであるが、第三者に対しても会社の商号を使つて第三者と取引をした代理人が代理人の限度において責任を負う。彼のみが真の被告であつて、個々の株主は債権者に對して直接責任を負わない。但しその代理人は会社財産に執行すべきことを請求することができる。<sup>(ヨーハー)</sup>

ルのヨーハーの見解は、Actiengesellschaft のケゼルシャフツ (ケイシ舗では組合という意味を持つ) による

葉に拘泥したものと認められるが、株式会社の近代的把握ということからかなり離つてゐることは明かといわねばならない。<sup>(4)</sup>

第二の目的財産説は、衆知の如く、ベッカーのとなえるところである。ベッカーによると、株式会社企業の基礎たる財産は目的財産である。換言すれば、その目的によつて結合せしめられた価値物の複合体であり、それはその結合性によつて当該財團の固有の債務の可能性を提供する。この目的財産は、財團法人の場合と異つてそれ自体が主人(Herr)ではないが故に、従属的(abhängig)財産である。即ちこの目的財産の主人は共有者としての株主である。株主は会社契約によつて組合(societas)を形成するが、この組合はローマ法の原則に必ずしも服しない。会社の基本資本の管理者は、株式会社企業に行行為能力を獲得せしめるところの取締役である。取締役はその外部に対する行為によつて資本のために獲得し、また資本を義務づける。それは即ち株主のために獲得し、また株主を義務づけるのであるが、その場合、取締役が取得するものは株主の自由な財産ではなくて、結合せる基本資本に帰属するのであり、他方また取締役は現存する資本の額以上に株主を義務づけるものではない。<sup>(5)</sup>

このベッカーの目的財産説は、法理論としてかなり不明確な点が多く、とりわけ株主と目的財産との関係が明瞭でなく、そこに彼自身の見解の推移する所以もあつたものと想像せられるが、株主が societas を形成するという言葉を重視すれば、むしろ組合説との近似が認められるのである。このようにして目的財産説は法理論として重要な批判を免れえないが、株式会社の実質を直視し、社会的経済的考察に歩みを進め、財團説の先駆をなした点で、極めて注目すべきものを含んでいる。<sup>(6)</sup>

第三の法人説については、当時既に多くの支持者が認められる。ルノーも勿論、後に述べるように、この法人説を採つてゐる。

以上の外に、右の諸見解の折衷説と認められるべきものが存在したことは、いうまでもない。先づ組合説と目的財

産説との折衷説として、マルバッハの見解がある。彼によれば、ローマ法上ではないが、ドイツ法上には *societas* と並んで物権法的組合 (*sachenrechtliche Gesellschaft*) が存在する。*ii* の組合は労働組合 (*Gewerkschaft*) や共同相続人団体 (*Ganerbschaft*) においても表われるが、株式会社において最も典型的に表われる。物権法的組合の特質は、その構成員が、ローマ的組合における如く債務関係によつてではなく、物及びそれに基づいた法的関係によつて結合せられてゐるところにある。*ii* を株式会社について見れば、株式即ち株券は物権法的基礎であつて、社員たる地位は株式と離れて取得されねば、また反対に株式の喪失によつて社員としての権利も喪失される。なおまた物権法的組合は解約告知のできぬ権利共同関係であつて、その財産は特別財産として専ら組合債権者の担保・弁済且つ執行対象である。<sup>(9)</sup>

*ii* の物権法的組合説をすりきりしないものを含んでゐるが、それは株式会社における物的基礎を重視する点において目的財産説に接近している。*ii* の面を推し進めると、物権法的組合は分割請求の排除せられた権利共同関係(共有その他)であるところとなるが、他面*ii* の共同関係者の組織を重視し、その物権法的組合関係を指摘するのであるから、目的財産説と同様、いなそれ以上に、組合説に近似してくるのである。<sup>(10)</sup>

次に組合説と法人説との折衷説としては、形式的な人的單一性を有する組合、法人格を有する組合などと考へる見解が存する。例えばヨリによると、株式会社は法的擬制によつて形式的に法人として妥当する。即ちそれは株主に対しても、また第三者に対しても、個々の株主と異なる特別の権利主体であるかの如く活動する。しかしにも拘らず株式会社は法人ではない。ところのは、譲出せられた資本やその収益などは株主と異なる独立の主体としての株式会社に帰属するものではなくて、むしろ株主自身に帰属するのであり、また会社の獲得した利益は株主に配当せられ、更に解散した会社の財産は主体な財産でござらないである。<sup>(11)</sup> まだウンガーよれば、株式会社は所謂形式的又は団体的な人的單一性を有する組合 (*Gesellschaft mit formeller oder collectiver Personen-Einheit*) に屬する。そ

れは、単純なローマ的組合 (societas) と社団法人 (universitas) との中間的存在であり、外部に対しても、また内部に対しても、社団法人と同様の形態或は組織を有するが、それだからといってそれは社団法人たるわけではない。実質的にはその時々の社員が権利義務を有し、ただ社員の全体が形式的に單一体として表われ、恰も特別の独立的権利主体であるかの如く取扱われるにすぎない。実際にはそのような権利主体は存在しないが故に、社員は会社財産に対して第三者のような関係にあるわけではない。かかる理由から会社財産は会社解散において法律上当然に現在社員に帰し、また会社財産の会社存立中における社員への分配も所有権の変更としてではなく、観念的権利の実現と認められる。<sup>(2)</sup>

右に類する見解としては、なお、株式会社を組合と法人との結合したものとする説<sup>(3)</sup>・株式会社をもつてゲノッセンシヤフトと解する説<sup>(4)</sup>・株式会社の外部関係と内部関係を分ける（相対的法人）説などがあるが、これらの学説を通觀するに、組合概念と権利主体性或は法人格とを何とかして結びつけようと努力している点が注目せられ、その関係で株式会社法学史上甚だ興味深いものがあり、また合名会社や広くゲザムトヘンド的法形象の理論構成との関聯においても看過できないものがある。<sup>(5)</sup>しかしローマ的組合に代表される組合概念を権利主体又は法人概念と結び付けることは、当時の伝統的観念からしては多くの困難があり、法人説に打ちかつことはできなかつた。

そこで再び法人説に戻つて、ルノーの見解を中心としてこれを見るに亘る。ルノーによれば、株式会社はその内部的本質上法人である。それは株主の債務関係にすぎないものではなく、株式会社はそれ自体として、即ち一つの全体として、その社員とある種の関係に立ち、また社員及び第三者に対しても種々の法的関係を結びうる (S. 152)。次に株式会社は、一つの組織 (Verfassung) を持たねばならないのみならず、執行権を委ねられた機関 (Behörde) たる性格を有する取締役を欠くべくをえない。いのうにしてその内部的本質において及びその外部的組織 (Organisation) によって、株式会社は法人と考えられねばならないが、この見解には取引界及び実務界の考え方適合する。

即ち後者は株式会社に財産能力を認め、それを一つの全体・いい換えれば法人として、各種の権利義務の担い手と見る。株主は会社財産に関して権利共同関係に立たず、従つて会社に属する物の共有者でもない (S. 154-5)。なお取引界及び実務界では株式会社の訴訟法上の当事者能力も承認せられる (S. 162)。

このようにして各種の面から、株式会社は法人と見えてねばならないが、如何なる性質の法人か、特に社団法人 (Corporation, ポーランドにおける universitas personarum) であるかどうかといふことが次の問題となる。社团法人であるためには、法人格の結びつけられる実体又は外部的基礎が独立の法的目的のために存在する Verein である」と、換言すれば、一つの全体として総括される複数の構成員を包含していくことが必要であるが、株式会社においては明かにこの実体が存在する。<sup>(22)</sup>の場合、自然人のみならず法人もまた株式会社の構成員となりうるといふことは、決して本質的ない<sup>(23)</sup>ではない (S. 168-9)。勿論株式会社と他の universitates personarum (社団法人)との間には一つの差異がある。即ち前者は後者と異つて一定の資本なしに存立し得ず、また財産なしに存続しえない。從つて財産は株式会社の存立について本質的であるが、しかしのことは株式会社を社団法人に非ずとする根拠にはならない。蓋し株式会社はともかく社団的組織を有する Verein に外ならないからである (S. 171)。なお社団法人には、経済的目的と異なるより高い目的を有する公的社団法人の外に、専ら又は主としてその構成員の利益を追求する私的社团法人があるが、株式会社はの後者に属するものである (S. 172-4)。

このようにしてルノーは、八節六二二頁にわたり株式会社の法学的性質を論じ、社団法人性を結論づけた。その論ずるところ詳細且つ正確であり、これによつて組合説並びに田的財産説は色あせたものとなり、社団法人性は搖れなきものとなつたと認めることができるであらう。<sup>(24)</sup>

(一) このことは、株式会社法の概説的文献での問題が論ぜられたのみならず、この問題を取り扱つた多数の個別研究が存在する。このうちでも明かである。その主なるものをあげれば、Kritz, Über das Wesen eines Aktienvereins, in dessen Sa-

mmlung von Rechtsfällen, Bd. III (1841) S. 311-353; J. Weiske, Ein juristischer Beitrag zur Gesetzgebung über Actienvereine, in Pöllitz Neuen Jahrbüchern der Geschichte und Politik, Bd. 1 (1842) S. 244-273; F. A. Marbach, Ein Wort über den Rechtscharakter der Actienvereine, 1844; Gerber, Bemerkungen zur Beurtheilung genossenschaftlicher Verhältnisse, in Linde's Zeitschr. f. Civilrecht und Process, N. F. Bd. 12 S. 193-216; R. Hermann, Der Rechtscharakter der Actienvereine, 1858; Unger, Zur Lehre von den juristischen Personen, in der Krit. Überschau der deutschen Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Bd. 6 (1858) insb. S. 183-188; C. Dietzel, Die Besteuerung der Actiengesellschaften im Verbindung mit der Gemeindebesteuerung, 1859, insb. S. 24 ff. u. 67 ff.; Bekker, Zweckvermögen, insbesondere Peculum, Handelsvermögen und Actiengesellschaften, in der Z. f. das gesammte Handelsrecht, Bd. 4 (1861) insb. S. 565-567; Ladenburg, Sind Handelsgesellschaften juristische Personen?, im Archiv f. deutsches Wechselrecht und Handelsrecht, Bd. 10 (1861) S. 227 ff.; Fick, Über Begriff und Geschichte der Actiengesellschaften, in der Z. f. das gesammte HR., Bd. 5 (1862) S. 1-63; C. Salkowski, Bemerkungen zur Lehre von den juristischen Personen, 1863, insb. S. 53 ff.; Randa, Das Zweckvermögen, im Archiv f. deut. Wechsel- u. Handelsrecht, Bd. 15 (1866) S. 1 ff., insb. S. 33 ff.

(n) Thöl, Das Handelsrecht, Bd. 1, 4. Aufl. 1862, § 44-46.

(o) ルノーヴィスカッソ R. Schmit, Archiv f. civil. Praxis, Bd. 36 S. 189; Ladenburg, Buschs Archiv Bd. 6 S. 206 ff., insb. S. 224 略。

(p) ルノーヴィスカッソの見解に反対する批評を見れば、先づ、株式会社の事務は、ルノーヴィスカッソによつて、主人たる株主総会の下で直接又は間接と立つて代理人となり遂行せられるものではない。ところが、株主総会は適法な招集に基づいて、一定の時期に一定の場所に集まる株主の公議であり、ルノーヴィスカッソの臨時的な組合が主人となり代理人を務めるものではある。代理人も持つてゐるのは、個々の株主を別とすれば、常に株式会社やれ自身であるが、株式会社と株主総会とは全く異なるものである。第11条、ルノーヴィスカッソ、会社の名の下で同該行為をなした者のみが訴えられ、しかも彼が訴提起のときに株式会社と何らの関係も持つてゐない場合や、彼が以前は被告であるむけであるが、これは現行法と全く相容れない。蓋し、現行法によれば、株式会社の名において訴えられる者は通常専ら取締役であつて、しかも彼が訴訟の原因たる行為の当時に取締役たる地位を有してゐたがむづかず關係がないものである。第三に、根本的に見れば、ローマ的組合は個々の組合員の間の契約的債務關係

であるが、株式会社は決して債務關係ではない。個々の株主は株主として相互に権利義務を有するのではない。また構成員の個性が重視されるかむしろの点においても、株式会社と組合と相異なるものをしていいる。即ち組合は与えられた目的のために結合した者の個性の上に基づくことの関係、換言すれば非常に人的な性質を有する関係であるが、これに対して株式会社では個々の構成員の個性は殆んど問題にならなる。この個性とくわんとに關聯して、構成員の地位の譲渡の難易という相違が出でる。最後に解散の点でも株式会社と組合とは異りふる。組合は個々の組合員の一方的告知によつて解散されるが、株式会社の株主は、任意に会社關係から離脱する」とが可能である。会社の解散を賣ふやうとは決してやがた。かくして散る株式会社は決して組合ではなく、従つて修正・変容された組合 (modificirte Societät) である (S. 135-141)。

(15) Bekker, Z. f. das gesammte HR. Bd. 4 S. 500 ff.

(16) Z. f. d. ges. HR. Bd. 17 (1872) S. 379 ff., insb. 383 ff. u. 443 ff. されば、株式会社は自体が法人として財産の主体であり、株主は相互の間に組合を構成する、セミカーパーは認めておらず、法人説と組合説との折衷的立場を示すものである。

(17) 西原寛一・株式会社の社団法人性・株式会社法講座 1編 (昭和三〇年) 三三頁以下・特二二三頁以下参照。

(18) Heise, Handelsrecht, 1858, S. 68 ff.; Kuntze, Inhaberpapiere, S. 502 ff.; Unger, Krit. Überschau, Bd. 6 S. 187 ff.; Beschorner, Das deutsche Eisenbahnrecht S. 44; Hermann, Der Rechtscharakter der Actienvereine; Fick, Z. f. d. ges. HR., Bd. 5 S. 9 ff.; Schäffle, Deutsche Vierteljahrs-Schrift, Jahrg. 1856, Heft 4 S. 13; Dietzel, Die Besteuerung der Actienges. S. 30 ff.; Witte, Z. f. d. ges. HR., Bd. 8 S. 1 ff.; v. Hahn, Commentar zu Art. 213; Strey, Handelsgesellschaftsrecht, Abth. 1 S. 37, 38; Jaques, Die Rechtsverhältnisse der mit Zinsgarantie versehenen Eisenbahn-Actiengesellschaften, 1864, S. 17; Stobbe, Handbuch des deutschen Privatrechts, Bd. 1 S. 388 ff.; Wiedeck, Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. 1 § 58. たゞしかし、株式会社のみならず、株式会社のふたふたの組織を指摘するかハバの見解 (Gans, Beiträge zur Völderndorff, Commentar zum ADHGB, Bd. 2 S. 6 ff. など) が既解ある。

(19) Marbach, Ein Wort über den Rechtscharakter der Actiengesellschaft, 1844, S. 33-47.

(20) たゞ株式会社をもつて、各構成員の代表者による活動による資本團體 (Capitalvereinigung) なる、スルリ 100 の權利共回關係が存在するふとを認めるが、それがの權利共回關係の點から組織を指摘するかハバの見解 (Gans, Beiträge zur

Revision der Preuss. Gesetzgebung, Bd. 1 Abth. 2 S. 181) ムラハシカの見解に非常によ近い。

(11) Jolly, Z. f. deutsches Recht, Bd. 11 S. 318 ff., insb. S. 321-327. 指制による法人としての法的立場は、法人ではな  
く、法人とは、甚だ理解し難い立場である。実質はむしろ次のやうなカーラの見解と宣じられるが如く。  
「アーネルバウムは、甚だ理解し難い立場である。実質はむしろ次のやうなカーラの見解と宣じられるが如く。

(12) Unger, System des österreichischen Privatrechts, Bd. 1, 1856, § 43. 但し彼は後程この見解を改めた (Krit. Über-  
schau, Bd. 6 S. 180 ff. 参照)。

(13) Gerber, Lindes Zeitschrift f. Civilrecht u. Process, N. F. Bd. 12 S. 206 ff.; Salkowski, Bemerkungen zur Lehre  
von den jurist. Personen S. 12 ff.

(14) Weiske, N. Jahrb. der Geschichte u. Politik Bd. 1 S. 248 ff.; Beseler, Volksrecht und Juristenrecht S. 158 ff.;  
Gierke, Genossenschaftsrecht Bd. 1 S. 1005 ff.; Blunschli, Deutsches Privatrecht, 3. Aufl. 1864, § 39 u. 142. ムラ  
ハヤシカヤハの概念内容或は理論構成それ自身も一つの重要な問題であるが、それは、多数人を一つの全体に組合せ、こ  
かゆる全體がその構成員を離れた抽象的な單一體ではなく、おへり構成員の全體である、と云ふ如くた團体原理に支配され  
て団体の體をなすものである。

(15) Auerbach, Das Gesellschaftswesen S. 274 や、株式会社をめぐる、その内部關係におけるは全面的に組合的要素によ  
り貫かれてゐる述べとなした。Goldschmidt, ZHR. Bd. 5 S. 639 もまた、この見解と賛意を表してゐる。

(16) ルジホーフゼ、壁ヒ Buchda, Geschichte und Kritik der deutschen Gesamthandlehre, 1936 を参照。

(17) 勿論この点で目的財産説をとめたカーラは異つた立場をとる (Bekket, ZHR. Bd. 4 S. 558 ff.)。カーラによれば、  
社団法人におけるは生活の中心は個々の構成員にあるが、株式会社におけるはそれはその財産にある。従つて後者におけるは  
人格の基礎乃至実体は個々の財産の複合体である。また社団法人はその力をある一定の目的のために結合するところの複数人  
であり、国家が彼等の共同の活動を統一的活動と認める限りにおいて国家は社団法人の存在に支持を与える。されば、社団  
法人の財産は補助的要素たる意義を有するにすぎず、社団法人はその財産を失つたからといって、消滅してしまうわけではな  
い。これに反して株式会社は破産によりて消滅せしめられ、また一般に財産なしに存続しない。株式会社企業においては企  
業財産の存在は決定的な要素であるが故に、株式会社は社団法人ではなくて、むしろ財團法人に類似したものである。  
これに対しても、ルフは次のような反論をなしてゐる。社団法人におけるは、論者のいう如く、複数人がその力をある一定の  
目的のために結合し、国家が彼等の共同の活動を統一的活動と認める限りにおいて国家は社団法人の存在を支持するのである

ならば、このようなことは株式会社においても認められる。社団法人の例としてあげられる都市又はツンフトにおいて、その構成員は通常その理事によつてのみ共同の目的のために活動するが、このことは株主の場合も同様である。また都市又はツンフトの構成員が重要決議をなす都市又はツンフト総会を形成するとすれば、同じことは株主総会についてもあてはまる。更に社団法人の生活の中心が個々の構成員の中にあると同じ意味において、株式会社の生活の中心は株主の中にある。他の社団法人と同様株式会社は複数人なしには存立しえない。なおまた都市及びツンフトにおいて社団の意思が都市及びツンフト総会の中にその最も直接的な表現を有するトすれば、同じことは株主総会についてもいえる。かくして株式会社は都市及びツンフトと同様社団的組織を有し、法人としては社団法人たる性格を有する (S. 169-170)。

(18) 勿論このことは、近時株式会社財団説が有力にとなえられてきて、目的財産説の復興 (?) 現象ともいべきものが見られるとは、別問題である。八木弘・株式会社の財団的構成・神戸大学五十周年論集・法学編Ⅲ三頁以下及び拙稿・株式債権論に関する若干の考察・民商法雑誌三二卷一号一頁以下参照。

#### 〔4〕 株式引受の問題

株式会社の設立に際して株式の引受が行われるが、その法関係を如何に解するかは、重要な問題である。株式引受が株式会社の設立において占める地位の重要性に鑑み、株式引受をどう把握するかは、設立関係を一般に如何に考へるかということと関聯して、説の分れるところである。

先づ組合契約説であるが、ヴィッテによると、提案者 (Proponent) の一人又は数人と株式引受人との間には株式会社の設立を目的として組合契約が締結されるが、この組合は会社の成立とともに解散する。株式の引受によつて引受人はこの組合の目的の達成のために資本部分の支払を約し、また提案者によつて提示された設立計画の定めに服し、他方同時に彼は後の加入者に対して提案者となる。ところで個々の引受人は、彼の債務の対象が将来の株式会社財産の一部を構成するものであるという意図を予めもつて、他の者 (組合員) に対して債務を負うが故に、組合員の権利も、全株式引受によつて将来の会社の財産的基礎が獲得されるや否や、この将来の会社に譲渡されるという目的

で存在している。この譲渡は法によつて擬制されるが、これによつて引受から生ずる請求権は成立した会社（法人）の権利と認められ、また既に履行された価値物の所有権は成立した会社に移転する。<sup>(1)</sup>

右の組合契約説は、譲渡の擬制も問題であるが、株式引受人がお互に何も知らず、その数も予め不定であり、またその個性も重視されないにも拘らず、組合契約を持ち出す点に無理がある。なお株式会社が社団法人であるとすれば、組合が社団法人に転移するということにも問題がある。

次に売買契約説であるが、アウエルバッハによると、発起人と株式引受人の間の法律行為は、設立せらるべき企業に対する参加即ち株式証券(Aktienpromesse)を目的とする売買契約であり、株金額はその売買価格である。従つて株式引受人はこの契約の履行、即ち参加証券の引渡又は株金の一部払込の証明書の交付を発起人に対し請求することができる。他方発起人は参加証券の引渡に対して株金額の払込を引受人に請求することができるが、分割払込が認められるときは、成立した会社が未払込の株金を請求しうる。蓋し発起人は会社の設立及び基本資本の調達に関する事務管理人であり、他方成立した会社は、それが株式引受によつてなされた払込約束の履行を請求することによつて、事実上右の事務管理を承認するのである。<sup>(2)</sup>

売買契約説は、会社設立といふいわば団体法的法関係に最も個人法的な売買契約を持ち出すところに、差し当り根本の問題があるよう見えるが、ここではこの説の検討の詳細には立ち入らないことにする。<sup>(3)</sup>

更に発起人対引受人の関係と引受人相互の関係とを分ち、前者を委任契約、後者を組合契約の予約とする説がある。これによると、会社の設立を企劃する者は、応募せんとする者に対し受任者として申出るのである。発起人に対して株式の引受を申込む者は、提示されたプランに従つて会社の設立を行うべきことを発起人に委任する。他方引受人相互の間には、会社の設立に向けられた予約が存在する。最初の引受人は、それが発起人であるか否かを問わず、設立せらるべき会社の提案者(Proponent)であり、また後程株式を引受ける者は右の提案を承認し、且つ後

の引受人に対して自ら提案者となる。<sup>(5)</sup>

右の委任契約と組合契約の予約との併合説は、その分析極めて鋭いが、余りに技巧的であるという印象を消すこと

ができない。

以上の諸説に対してもルノーは如何なる学説を採つたか。ルノーは先づ株式引受人相互の間に何らの法関係も存在しないことを強調する。成程各引受人の意思は、同一の株式会社企業に参加し、その構成員となることに存するが、この意思は相互に全く無関係に、また相互に義務づけんと欲することなしに、株式引受によつて表示される。個々の引受人は相互に何も知らず、たとえ知つても、それは全く偶然のことである。それに、もし引受人相互の間に法関係が存在するとすれば、この法関係の対象は何であるか理解できない (S. 232)。従つて株式引受によつて発起人又は成立せる会社と引受人との間にのみ法関係が成立する。株式引受は先ずただ引受人の義務を基礎づける。引受人は引受によつて設立せらるべき企業の資本への参加を義務づけられている。この義務は発起人に対する義務ではなくて、会社に対する義務である。成立した会社は引受人に対して引受けられた金額の支払を請求することができるが、それは発起人からの権利譲受によるのではなくて、株式引受によつて発起人に対してなされた約束によつて会社が直接に取得するのである。従つて株式引受は契約締結者と契約当事者とが一致しない契約である。なお以上のことは募集設立の場合のみならず、発起設立の場合にも妥当する (S. 239-244)。

以上のルノーの見解は若干不明確な点を含み、特に株式引受契約の性質に関する説明が充分とは思われないが、株式引受が双務契約、特に売買契約でないことを指摘し、また引受人相互間に何らの法関係が存在せず、成立せる会社が当然に株金払込請求権を取得することを強調したことは、彼の重要な貢献と認めねばならない。引受人相互の間には法関係のないことを説いた点は、先の株式会社の性質に関する問題とも関係するが、これによつて組合契約説は完全に排除され、また一般に引受人相互間の契約的関係が否定されることによつて、引受人の意思表示は同一方向に向け

られた一方的行為とならぬをえないが、これは単独（一方的）行為説或は合同行為説への転回点をなしたものとして、極めて重要な意義を有する。事実彼は、一方において、右の如く契約（Vertrag）という言葉を使いながら、他方において、発起人（Unternehmer）と引受人との関係を次のように説いてゐる。即ち、両者の間に行われる法律行為はその本質上一方的行為であつ、これにより引受人は、会社の成立を条件として、また株主権を附与される代りに、会社の基本資本に参加することを義務づけられるが、株主権の附与につき何ら独立の権利を取得しない（S. 263）。右の説明は株式引受が双務契約ではなくて片務契約なることを説いたにすぎないものか、それともそこには契約と一方的行為とが併立することを述べたものか、やや不明確であるが（前者の可能性が強い）、何れにしても、株式引受の一方的行為たる性質を強調したものであることは明白である。ギルケによつて合同行為説が力説され、レーマンによつて単独行為説が主張され、それらが近代株式法学の支配的見解と目せられるに至つたわけであるが、これに対するルノーの貢献も見落されではならない。

(1) Witte, Z. f. d. ges. HR. Bd. 8 S. 23ff. なお Jolly, Z. f. deut. Recht Bd. 11 S. 352ff. 参照。

(2) Auerbach, Das Gesellschaftswesen S. 236.

(3) 最近の株式会社の構造の変革に鑑みて、株式引受を売買として把握しうる余地の充分あることについては、拙稿・前掲論文・民商法雑誌三〇巻一號二〇一二一頁参照。

(4) 売買契約説に対するルノーの批判を見れば、売買の本質として、広い意味での交換の意思をあげうるが、そのような交換の意思是発起人と引受人との間には存在しない。何故なら発起人は、将来の会社の株主のために、ある価格を確保せんとするために、右の株主権を与えるとするものではなく、また引受人は、彼に與えられる株主権のための対価としてある金額を提供すべき義務を負わんとするものでもない。むしろ発起人の直接の意思是、株式会社の成立のために必要な基本資本の調達であり、また引受人の直接の意思是、この資本への参加に向かっている。従つて株主権と株金額とは商品と価格との関係にはない。引受人による株主権の取得ということは、株式引受の勧誘を支持する動機にすぎず、また株式引受によつて義務を負うための条件にすぎない。なお売買説は発起人を事務管理人とするが、未だ存在（成立）しない主体のための事務管理ということ

は、そのような主体は何らの事務をも持たないという理由で第一に成り立たない。その上、発起人は設立せらるべき会社の資本に参加する意図を有し、また財産引受によりて自己の所有する不動産その他を会社に提供せんとし、更に会社成立の曉には重要役職に就かんとするが故に、発起人は大抵会社の成立に財産法上の利益を有し、従つて発起人の会社設立に向けられた活動は他人事務の管理とは考えられない。(S. 236-8)。

(15) Brinckmann, Lehrbuch des Handelsrechts, 1853, § 61; Brackenhöft, Weiskes Rechtslexicon Bd. 5 S. 89.

(6) 松本博士は、株式会社設立行為、特に株式引受の性質論につき、組合契約説・契約集合説・単獨行為説及び契約単獨行為併立説の四種を分け、ルノーの見解を契約集合説の中に含ましめられる。契約集合説といふのは、会社の設立が单一の組合契約によるものでないことを主張し、少くとも募集設立の場合においては発起人全員と各個の引受人との間に数個の契約が成立することを認める(松本烝治・会社設立行為性質論・商法解釈の諸問題・昭和三〇年・一六三頁以下・特に一七一一三頁)。

### 〔5〕 設立に関する国家の許可

株式会社の設立につき国家の許可を必要とするかどうかは、十九世紀において大いに争われた問題であった。普通ドイツ商法典は、それがその第二〇八条第一項において、株式会社は国家の許可によつてのみ設立されうることを定め、また第二一一条において、右の許可をうる以前には株式会社として存立しない旨を規定していたが、<sup>(1)</sup>一八七〇年六月一一日の株式改正法はこれを改正して、株式会社の設立につき国家の許可を要求している各州の法律を廢止すべし旨を定め、一般的に許可又は免許主義を撤廃した。この一八七〇年は、ルノーの『株式会社法論』の第一版と第二版との中間時点であるが、そもそも本来ルノーはこの問題について如何なる立場を探つていたか。

ルノーによれば、株式会社設立に関する国家の許可是、それが要求されるべき場合においても、本来警察的な意味を決して持たない。従つてそれは、株式会社に対する國家権力の特別の監督権と何ら関聯しない。それ故、これに関する論争の解決に政策的理由を持ち出すことは適当でない。ところで株式会社の設立に国家の許可を必要とするかどうか

は、株式会社の性質をどのように解するかという、上に述べた問題と密接に関係するものであり、もし國家の許可を必要とするすれば、それは株式会社が社団法人であるところとのみ基づくのである。即ち、ある社団(Verein)が社団法人(Corporation)として承認せられるという権利を有せんがために、國家の許可を必要とするのである (S. 361-4)。

右の説明では、ルノーは、株式会社を社団法人と解する限り(勿論ルノーはかく解す)、その設立につき國家の許可を当然必要とするという立場を採る如く見えるが、ニュルンベルグの第一読会におけるハングルグ代議員の、國家の許可を要求する規定の削除提案<sup>(2)</sup>に充分な意味を認め、「その提案理由の重要性は實際否定されえなかつた。それに、株式会社の設立に國家が関与するには、ガソスも指摘した如く、株式会社企業に参加する公衆に充分な保護を与えるに本来適していない」(S. 370-1)として、また普通ドイツ商法典の批判として、「國家は、株式会社の設立において許可をなすに当り、当該株式会社が濫用及び詐欺に対して株式引受け人及び公衆を安全にしたかどうかを調査するに適していなかつた。事情かくの如しとするならば、國家の許可の要請は利益のないものであつたのみならず、まさに有害なものであつた。蓋し関係者は由の適時に血口の利益を護る代りに、立法的保護に頼つてあらゆる濫用を避けんとするからである」(S. 374)としていることから、ルノーが許可主義に反対であつたことは明白である。

そもそも近代株式会社法の根本的立場からすれば、株式会社は株主の私有物であり、従つてその設立も本来自由でなければならない<sup>(4)</sup>。即ち準則主義は近代株式会社法の本來的立場であり、それがドイツにおいて十九世紀七〇年代にやつと確立されるに至つたのは、むしろ遅きにすぎるものがあつたといわなければならぬが、ともかくルノーが許可乃至免許主義を益なきのみならず、有害であるとしたのは、右の近代株式会社法の立場を卒直且つ明確に示したものである。特に、株式会社の設立に関する國家の許可の問題が政策的観点から論議されではならない旨を指摘しているのは、政治というもののからでける限り離れんとする近代私法の立場を宣明し、とかく混入しがちであつた異

質物を取り除いたものとして注目されねばならない。

(1) 普通ドイツ商法典の第一草案は、その第七四条において、「株式会社は、それが設立される当該国家(州)の政府によつて会社契約が許可されないならば成立しない」と定めていたが、これに対しニヨルンブルグ会議の第一読会において、ハンブルグの代議員によつてその削除の提案がなされた。それを廻る討論の結果、今後の審議の基礎となるべきプロイセン草案第一八六条において、「株式会社は国家(州)の許可によつてのみ設立されうる」と定められたとともに、第二二七条において、「株式会社の設立につき国家(州)の許可を必要としない旨定めることは州法に留保される」と規定せられた。このプロイセン草案第一八六条は第二読会(第一九四条)及び第三読会(第二一〇八条)においてそのまま認められたが、第二二七条は第二読会(第二三五条)及び第三読会(第二四九条)において若干の補足が行われた。

(2) 前註参照。その提案理由としては、次の点があげられている。制度の濫用が恐れられるとすれば、それに対する主にただ一つの手段は公衆自身の経験である。経験は個々人をして、國家の後見人的保護を頼りとすることなしに、損害を受けないようには必要な用心と抑制とをなさしめる。自己の不注意の結果に対して個人を保護しようとして、また個人の私的利息のために取引上の損失を防がんとして、立法者が特別の法規を制定すれば、それだけ、公衆の必要な思慮はその発達が遅れ弱まり、またそれだけ、狡猾で良心のない企業者の活動は他の方法で容易ならしめられる。その著しい例は破産した王立イギリス銀行(Royal-British-Bank)や、一八四四年の株式銀行に関するイギリスの法律によつて、國家の許可その他各種の特別規定が定められたにも拘らず、そこにおいては詐欺や濫用が盛んに行われた。従つて要するに、國家の許可は国民経済的にも、また取引の利益からも、必要でないのみならず、極めて有害でさえある。

右の提案理由は十九世紀中葉における自由主義的思潮の表現として極めて興味深い。

(3) Gans, Beitr. zur Revision der preuss. Gesetzgeb. Bd. 1 Abth. 2 S. 181ff.

(4) 抽稿・近代株式会社法の基礎視点とその機能・同志社法学115号(昭和19年)57頁以下・特に59頁以下参照。

の制度が、戦争に際して急に自治権が抑制され、中央集権の制度と化し、長年の努力はたちまちに失われた例は、昭和十八年（一九四三年）における戦争に際してこの地方制度の改革において著しく示されている。それが戦後の諸制度の改正とともに地方自治の制度も民主化せられ、また憲法上の原則として重視せられ、一躍地方分権に徹した制度として地方自治法その他の法律によつて実現せられたのであつた。ところが、戦後十年に至らないで、地方自治の後退がだんだんに行われはじめた。その第一歩は警察の自治制を廃止したことからである。それは地方自治法以外の法律による自治の後退であつたが、本年（三十一年）度の地方自治法の改正によつて、自治法自身による自治の後退がはじめられた。憲法における地方自治の原則は決して名のみのものではなく、これを実らせることでなければならぬ、名のみおいて実を失わしめようとするのが最近現われている傾向であつて、更には、知事の公選制の廃止、自治体としての都道府県の存在を失わしめんとするような動きは、地方自治の本旨を全く忘れてしまつたものといわなければならない。そして地方財政の危機に名をかりて、中央の統制を強化し自治権を抑制することは、地方自治の育成の上に悪影響を与えているものといえよう。と同時に、住民に対しても各地方公共団体が十分関心を持たしめることが必要であり、制度のみの地方自治に終らしめないで、生きた地方自治たらしめるためには住民自治たる実を、制度を通して生かしてゆくことが必要である。住民に関心のない地方自治は、生命のないもので、眞の地方自治ではない。制度において自治を徹せしめるとともに、制度を住民のために生かしめることによつて自治の意義が達成せしめられるものである。

にもかかわらず、中央集権的な傾向が、強く地方自治の中へ這入りつつある状態に対しても、地方公共団体の側において、またこれを代表する国会議員の側においても、一般住民とともに防護しなければ、「地方自治の本旨」も全く骨ぬきになり、更に延いては憲法改正による地方自治の壊滅もまたさけられないのではからうか。かくならないまでに、地方自治を守りぬくことが、国家の健全な発達の姿であると考える。（完）（一九三一年八月二日）